

ID: 205

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	施業実施協定の変更の認可		
法令名称 根拠条項	森林法 第10条の11の5第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 準用する法第10条の11の4第1項(施業実施協定の認可)と同様に法第10条の11第1項及び第10条の11の4第1項の規定による。 (施業実施協定) 第10条の11 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項及び第10条の11の9第1項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。 (1) 地域森林計画の対象となつている森林であること。 (2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。 (施業実施協定の認可) 第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。 (1) 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。 (4) 第10条の11第1項の認可の申請に係る施業実施協定にあつては、森林経営管理法第43条第1項に規定する集約化構想が定められている場合において、当該集約化構想において定められた同条第2項第1号に掲げる区域が施業実施協定の対象とする森林の区域の全部又は一部を含むものであるときは、施業実施協定の内容が当該集約化構想の実現に資すると認められるものであること。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日